

介護保険料等の基準額が見直されます

介護保険料等の算定および判定は年金収入等 80 万円を基準としていましたが、令和 6 年（1 月～12 月）の老齢基礎年金（満額）の支給額が 80 万円を超えることから、基準額が 80 万円から 80.9 万円に見直しされます。なお、基準額以外の要件はこれまでどおりです。



介護保険料（令和7年4月から）

所得段階		〈改正前〉	〈改正後〉
第 1 段階	住民税 非課税世帯	生活保護の受給者 老齢福祉年金受給者 課税年金収入額 + 合計所得金額が 80 万円以下 の人	生活保護の受給者 老齢福祉年金受給者 課税年金収入額 + 合計所得金額が 80.9 万円以下 の人
第 2 段階		課税年金収入額 + 合計所得金額が 80 万円超 120 万円以下の人	課税年金収入額 + 合計所得金額が 80.9 万円超 120 万円以下の人
第 4 段階	住民税 課税世帯	本人非課税で課税年金収入額 + 合計所得金額が 80 万円以下 の人	本人非課税で課税年金収入額 + 合計所得金額が 80.9 万円以下 の人

高額介護（予防）サービス費（令和7年8月から）

所得区分	〈改正前〉	〈改正後〉
第 2 段階	住民税非課税世帯で課税年金収入額 + 合計所得金額の合計が 80 万円以下 の人等	住民税非課税世帯で課税年金収入額 + 合計所得金額の合計が 80.9 万円以下 の人等

高額介護（予防）サービス費は、1 カ月に支払った利用者負担の合計が負担限度額を超えたときに、超えた分が払い戻される制度です。

特定入所者介護（予防）サービス費（令和7年8月から）

利用者 負担段階	〈改正前〉	〈改正後〉
第 2 段階	年金収入金額 ^{※1} + 合計所得金額 80 万円以下	年金収入金額 ^{※1} + 合計所得金額 80.9 万円以下
第 3 段階①	年金収入金額 ^{※1} + 合計所得金額 80 万円超 から 120 万円以下	年金収入金額 ^{※1} + 合計所得金額 80.9 万円超 から 120 万円以下

特定入所者介護（予防）サービス費は、介護保険施設やショートステイを利用する方の食費・居住費について、低所得の方への補助を行う制度です。

※ 1 非課税年金（障害年金・遺族年金）を含みます。

～令和 7 年度の介護保険料のお知らせ～

65 歳以上の方（第 1 号被保険者）の令和 7 年度介護保険料を決定しました。

6 月中旬に被保険者の皆さんにお送りする「介護保険料決定通知書」をご確認ください。

【問い合わせ先】市高齢者福祉課 ☎ 31-0682 ☎ 24-0181